



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 8 0 9 号 令和 7 年 3 月 2 5 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 7 2	令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）及び令和 6 年度徳島県各種特別会計補正予算並びに令和 7 年度徳島県一般会計予算及び令和 7 年度徳島県各種特別会計予算並びに令和 7 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号）の要領を公表する件	財政課
1 7 3	物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示	管財課
1 7 4	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	同
1 7 5	同	同
1 7 6	森林管理重点地域の指定を解除する件	林業振興課
1 7 7	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
1 7 8	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
1 7 9	同	同
1 8 0	道路の区域を変更する件	高規格道路課
1 8 1	道路の供用を開始する件	同

【公安委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
5	組織改編に伴う関係規則の整備に関する規	則	

徳島県告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和七年三月十日徳島県議会の議決を経た令和六年度徳島県一般会計補正予算（第九号）及び令和六年度徳島県各種特別会計補正予算並びに令和七年度徳島県一般会計予算及び令和七年度徳島県各種特別会計予算並びに令和七年度徳島県一般会計補正予算（第一号）の要領を次のとおり公表する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第百七十三号

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「法人県民税、事業税」を「道府県税又は都税（道府県税として課することができる税目に限る。）」に、「の証明書」を「の証明書（法人にあつては、本店に係るものに限る。）」に改め、同条第九号中「法人県民税、事業税」を「県税」に改め、同条第十号中「又は法人県民税、事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書」を削る。

第六条第一項中「。以下「変更届」という。」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に提出されている一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書に係る資格審査については、なお従前の例による。

徳島県告示第七十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
令和七年度徳島県公用車 六十二台（リース）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和七年三月十一日
- 四 落札者の氏名及び住所
阿波銀リース株式会社
徳島市かちどき橋一丁目七番地
- 五 落札金額
一億千九百三十一万六千二百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年一月二十一日

徳島県告示第百七十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
令和七年度徳島県公用車 四百台（リースバック）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和七年三月十一日
- 四 落札者の氏名及び住所
オリックス自動車株式会社
東京都港区芝三丁目二番八号
- 五 落札金額
九千二百七十三万二千五百三十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年二月二十一日

徳島県告示第百七十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇及び八五の一並びに字エノキタ二二二の一、二三の一、二〇の一及び二四並びに字ヲフウチ三〇の一並びに字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一九、一九の二及び二二三の二並びに字東俣三六の一、三六の二、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二二、一三五の一、一三八及び一七四の二並びに字本郷八並びに字南三七

徳島県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市那賀川町	令和七年三月三日
江野島土地改良区	

徳島県告示第百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿波市阿波町 吉野川北岸土地改良区	令和七年三月十日

徳島県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	
2 6		由岐大西		阿南市福井町露口七六番 三地先から 同 大宮一七七 番地先まで		旧		四・一〇一八・七		一、四三五・三	
同		同		同		新		四・一〇一八・七		一、四三五・三	
同		同		同		新		七・五〇六二・一		一、六四四・一	

徳島県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 6	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
		由岐大西	阿南市福井町露口七六番三地 先から 同 大宮一七七番地 先まで	一、六四四・一	令和七年三月二十五日

徳島県公安委員会規則第5号

組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

徳島県公安委員会委員長 岡田好史

組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第1条 交番等の設置に関する規則(昭和47年徳島県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、検問所」を削る。

(徳島県公安委員会公印規則の一部改正)

第2条 徳島県公安委員会公印規則(平成15年徳島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)一般公印の表保管責任者の欄中	「2 捜査第二課長 3 運転免許課長」	を	「2 許可事 3 捜査第 4 運転免
------------------------	------------------------	---	--------------------------

務指導室長

二課長 に改め、同表の1の(2)専用公印の表3号印の項、9号印の項、10号印の
許課長 」

項及び12号印の項中「生活安全企画課長」を「許可事務指導室長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。